

令和6年7月19日

玉村町長 石川 眞男 様

玉村町水道事業及び公共下水道事業運営審議会
会長 原 幸弘

水道料金改定について（答申）

令和5年3月24日付け玉発第173号により諮問のあった水道料金改定について、慎重に審議した結果、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 料金改定

本町水道事業は、平成17年に料金改定を実施し、今日まで料金を据置いて経営している。これまで、経営安定を図るために、民間への業務委託や職員数削減、工事費の見直しなどで経費削減を進めてきた。しかしながら、給水人口の減少等により水道料金収入が減少するとともに、老朽化が進む管路や施設を計画的に更新する必要が生じている。特に浄水場更新については耐震化も含めて、多額な事業費が見込まれており喫緊の課題となっている。令和3年3月に策定した「玉村町水道事業経営戦略」においても、現行の水道料金では支出が収入を上回り、赤字経営に陥るとの試算が報告され、改定が必要であることが明記されている。

上記のことからも分かるように、将来にわたって安定した経営を継続するためには、水道料金の値上げが必要である。

2. 料金改定率及び改定時期

財政計画期間（令和5年度から令和13年度を推計、令和14年度から令和21年度を長期見通しとして試算）の水道事業収支を勘案し、毎年度決算時での利益の維持及び補填財源残高が現状程度となるよう算定した結果、改定率は20%が望ましい。なお、改定時期については、十分な周知期間を設けるこ

とが必要であるため、令和7年4月1日から適用することが妥当である。

3. 料金体系

(1) 体系の見直し

現行の水道料金の体系は、料金用途として一般用と臨時用に分かれている。一般用については、使用する水道メーター器の口径に係わらず、基本料金及び超過料金が一律となっている。負担の公平性や安定した基本料金収入の確保が必要になることから、基本料金収入割合を現行より増加させるため、口径別の料金体系が適当である。

(2) 基本料金

基本料金については、口径別の料金体系になることから、各口径の維持管理費や使用水量に応じて、適正な口径別単価を設定することが適当である。ただし、過度な負担増加に考慮して設定すること。

(3) 超過料金

超過料金については、動力費など水道水を精製するに必要な経費を賄うため、使用水量及び口径別にかかわらず、これまで同様一律とすることが適当である。

(4) 基本水量

基本水量については、水道普及に伴い、公衆衛生上の観点から水需要を促すという当初の役割を概ね終えており、廃止するかどうか検討した結果、廃止することにより少量使用者への負担が懸念されるため、今回は廃止しない。

(5) 新料金体系 (案)

新料金体系 (案) については下表のとおりとすることが適当である。

(税抜き)

料金用途	口径 (ミリメートル)	基本料金 (1 カ月につき)		超過料金 1 立方メートルにつき
		水量	料金	
一般用	13	使用水量 8 立方メートルまで	1,000 円	125 円
	20		1,000 円	
	25		1,630 円	
	30		2,410 円	
	40		4,440 円	
	50		7,140 円	
	75		17,080 円	
	100		31,195 円	
臨時用		使用水量 10 立方メートルまで	3,600 円	240 円

4. 附帯意見

水道事業は、町民の生活や企業活動を支える重要な社会基盤であり、将来にわたり、事業を安定的に継続していかなければならない。その中で、水道料金改定は町民の生活や経済活動に大きな影響を与えるものである。そのため、適正な料金の設定とともに、以下のことに留意し、今後の事業経営を実施されたい。

(1) 水道料金について

水道料金については、将来世代に負担を先送りしないよう、今回の改定以降、4年ごとに経営状況を勘案して見直しを実施すること。また、改定の場合は、町民生活に与える影響について十分考慮し、段階的な引き上げ等の検討をすること。

(2) 基本水量について

基本水量については、今後も廃止の検討を継続すること。ただし、廃止する場合は少量使用者への過度な負担増にならないよう、十分検討すること。

(3) 水道使用者への情報提供について

水道使用者に改定の必要性や改定内容を積極的に広報し、理解と同意が得られるよう、十分に説明責任を果たすこと。また、改定の際だけではなく、常日頃から経営や施設の状況等についての情報を提供すること。

(4) 水道施設について

老朽化した配水管または耐震不足の配水管を耐震管への更新と、浄水場更新時には耐震性能に加え、水害による被害を軽減できる災害に強い水道施設を希望する。

(5) 経営について

「玉村町水道事業経営戦略」に基づき、健全な財政状況を確保しつつ、経営に努めること。また、適宜計画内容等の見直しを行い、一層のコスト削減に努めること。

以上